

重要事項説明書

事業の目的

株式会社コト・ソレースが開設するいそどり訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師等」という)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた利用者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針

ステーションの看護師等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。
- 営業日と営業時間以外でも、緊急には確実に対応できる体制を整備する。

1 事業者の概要

名称	株式会社コト・ソレース
法人種別	株式会社
法人所在地	群馬県太田市飯塚町 1598 番地 グレイスコートA-102 号
電話番号	0276-55-5757
代表者氏名	清水 綾子
法人が行っているサービス	訪問看護・介護予防訪問看護

2 事業所の概要及び従業者

名称	いそどり訪問看護ステーション	
所在地	群馬県太田市飯塚町 1598 番地 グレイスコートA-102 号	
電話番号	0276-55-5757	
訪問看護実施地域	全域:太田市、大泉町、邑楽町 一部地域:千代田町、足利市、熊谷市	
窓口営業時間	平日 9:00~17:00 契約者は 24 時間緊急時対応	
窓口休日	土・日・祝日・年末年始(ご相談に応じます)	
管理者	1 名	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

看護師・准看護師(内 1 名は 管理者兼務)	2.5 名以上	訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書) 及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護報 告書)を作成し、訪問看護を担当する。
事務職員	適当数	必要な事務を行う。

職員の研修等 学会・内部研修・外部研修等随時参加

事業所内においても勉強会・症例検討会を実施

3 訪問看護の提供方法

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけ医に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- (2) 利用希望者または家族から、直接申し込みがあった場合は、かかりつけ医に訪問看護指示書の交付を依頼します。
- (3) 利用希望者にかかりつけ医がない場合は、地区医師会または行政に主治医の選定を依頼します。
- (4) 通常の訪問看護提供の実施地域外などで、訪問看護の提供が困難な場合は他の看護事業者等を紹介するなどの処置を講じます。
- (5) 訪問看護の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

4 訪問看護の内容

- (1) 全身状態の観察
- (2) 入浴・洗髪・清拭等による清潔の保持
- (3) 褥瘡の予防・管理
- (4) カテーテル等の管理
- (5) ターミナルケア
- (6) 療養生活・介護方法の指導
- (7) リハビリテーション
- (8) 住宅改修等の助言・指導
- (9) その他、医師の指示に基づく医療行為

5 利用料

別紙料金表参照 ※各種公費負担の方は減額・免除されます。

- (1) 利用者は、利用料として、関係法令に基づいて定める料金を支払います。利用料は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の料金が適用されます。
- (2) 利用者は、利用料として「訪問看護ステーション料金体系」に定める料金をもとに計算された額を払います。
- (3) 料金は月末にまとめ、翌月の 20 日前後に請求書をお渡しいたします。料金の支払いは口座からの引き落としとさせていただきます。

- (4) 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。
- (5) 利用者は、居宅において訪問看護提供時に使用する水道・ガス・電気の費用を負担します。
- (6) 全ての方が、必要な材料は実費となります。

※その他料金について

(1) 交通費

規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点(10 キロメートル以上)から 100 円とする。

(2) 死後の処置料

一律 10,000 円とする。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡頂くこととする。当日朝 9 時までに連絡がなく訪問看護師がご自宅に伺った場合は、キャンセル料 2,000 円を申し受けることとする。

ただし、利用者の容体の急変など、緊急性ややむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要。

6 緊急時における対応

- (1) 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を提供いたします。
- (2) 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に、急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- (3) 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

7 事故時の発生対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に対して連絡をとります。
- (2) 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8 虐待防止に関する事項

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体拘束等の原則禁止

- (1) ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- (2) ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

10 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問時にはケアの前後で手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りしますので、ご了承ください。
- (3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

11 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12 訪問看護医療 DX 活用管理

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーション看護師等がオンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う。

13 個人情報の保護

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- (3) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

15 その他

サービス提供時のトラブルを避けるため次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師は年金の管理、金銭の賃借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- (2) 看護師等に対する贈り物や飲食のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) 担当制ではないため、複数の看護師で対応させていただきます。
- (4) 他利用者の状況に応じて訪問時間が遅れる場合や変更になる場合がございますのでご了承ください。

16 この契約に関する苦情・相談窓口

責任者	清水 綾子
電話番号	0276-55-5757
受付時間	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

上記の他、下記の窓口にお申し出いただくこともできます。

太田市介護サービス課	0276-47-1939
大泉町高齢介護課	0276-62-2121
邑楽町福祉介護課	0276-47-5021
足利市元気高齢課介護サービス課	0284-20-2136
熊谷市長寿生さがい課	048-528-1398
千代田町住民生活課	0276-86-7000
群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323
群馬県介護高齢課介護保険係	027-226-2562
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568

訪問看護利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書・料金表に基づいて、重要事項及び訪問看護利用について説明しました。

令和 年 月 日

事業者

（住 所） 群馬県太田市飯塚町 1598 番地 グレイスコートA-102 号

（事業所） 株式会社コト・ソレース いろいろ訪問看護ステーション ㊞

（説明者） _____

私はこれからサービスを受ける訪問看護の重要な事項について事業者から説明を受け重要事項について承諾し、この交付を受けました。

利用者

（住 所） _____

（氏 名） _____ ㊞

代筆者

（住 所） _____

（氏 名） _____ ㊞ （続柄） _____